

新宮町告示第18号

令和7年第1回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年2月20日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和7年3月3日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君	片岡 誠治君
温水 眞君	安武久美子君
庵原 伸一君	西 健太郎君
大牟田直人君	横大路政之君
北崎 和博君	牧野真紀子君
上畝地白馬君	松井 和行君

○3月3日に応招した議員

全員

○3月4日に応招した議員

全員

○3月18日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第1回(定例)新宮町議会 会議録(第1日)

令和7年3月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年3月3日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第12号議案 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 第13号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 第14号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第15号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第16号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第17号議案 新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第18号議案 令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第10 第19号議案 令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 第20号議案 令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第12 第21号議案 令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第22号議案 令和6年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第14 第23号議案 令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第15 第24号議案 令和6年度新宮町簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第25号議案 令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計補正予算について
- 日程第17 第26号議案 令和6年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第18 第27号議案 令和7年度新宮町渡船事業特別会計予算について

日程第19	第28号議案	令和7年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
日程第20	第29号議案	令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第21	第30号議案	令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
日程第22	第31号議案	令和7年度新宮町水道事業会計予算について
日程第23	第32号議案	令和7年度新宮町公共下水道事業会計予算について
日程第24	第33号議案	令和7年度新宮町簡易水道事業会計予算について
日程第25	第34号議案	令和7年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計予算について
日程第26	第35号議案	令和7年度新宮町一般会計予算について
日程第27	第36号議案	工事請負契約の締結について（三代団地給水管・ガスパ等更新工事）
日程第28	第37号議案	工事請負契約の変更について（干原線道路改良工事（第1工区））
日程第29	第38号議案	建設工事業務委託に関する協定の変更について（新宮町無電柱化推進 工事にかかる業務委託）
日程第30	第39号議案	財産の取得について（A I ドリルアカウントライセンス購入）
日程第31	第40号議案	財産の取得について（個人番号系パソコン（140台）購入）
日程第32	第41号議案	町道路線の認定について
日程第33	第42号議案	町道路線の廃止について
日程第34	第43号議案	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
日程第35	第44号議案	新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の 委託に関する規約の一部変更に関する協議について
日程第36	報告第1号	令和7年度新宮町土地開発公社事業計画について
日程第37	報告第2号	令和7年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
日程第38	報告第3号	新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
日程第39	報告第4号	令和6年度定期監査の結果について
日程第40	報告第5号	例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期決定について
日程第3	第12号議案 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並 びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本

法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第4 第13号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第5 第14号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第15号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第16号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第17号議案 新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第18号議案 令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について

日程第10 第19号議案 令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第11 第20号議案 令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第12 第21号議案 令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

日程第13 第22号議案 令和6年度新宮町水道事業会計補正予算について

日程第14 第23号議案 令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について

日程第15 第24号議案 令和6年度新宮町簡易水道事業会計補正予算について

日程第16 第25号議案 令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計補正予算について

日程第17 第26号議案 令和6年度新宮町一般会計補正予算について

日程第18 第27号議案 令和7年度新宮町渡船事業特別会計予算について

日程第19 第28号議案 令和7年度新宮町国民健康保険特別会計予算について

日程第20 第29号議案 令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第21 第30号議案 令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について

日程第22 第31号議案 令和7年度新宮町水道事業会計予算について

日程第23 第32号議案 令和7年度新宮町公共下水道事業会計予算について

日程第24 第33号議案 令和7年度新宮町簡易水道事業会計予算について

日程第25 第34号議案 令和7年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計予算について

日程第26 第35号議案 令和7年度新宮町一般会計予算について

日程第27 第36号議案 工事請負契約の締結について（三代団地給水管・ガスパ等更新工事）

日程第28 第37号議案 工事請負契約の変更について（干原線道路改良工事（第1工区））

- 日程第29 第38号議案 建設工事業務委託に関する協定の変更について（新宮町無電柱化推進
工事にかかる業務委託）
- 日程第30 第39号議案 財産の取得について（A I ドリルアカウントライセンス購入）
- 日程第31 第40号議案 財産の取得について（個人番号系パソコン（140台）購入）
- 日程第32 第41号議案 町道路線の認定について
- 日程第33 第42号議案 町道路線の廃止について
- 日程第34 第43号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 日程第35 第44号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の
委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第36 報告第1号 令和7年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第37 報告第2号 令和7年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第38 報告第3号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第39 報告第4号 令和6年度定期監査の結果について
- 日程第40 報告第5号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

1 番	江口 正明君	2 番	片岡 誠治君
3 番	温水 眞君	4 番	安武久美子君
5 番	庵原 伸一君	6 番	西 健太郎君
7 番	大牟田直人君	8 番	横大路政之君
9 番	北崎 和博君	10 番	牧野真紀子君
11 番	上畝地白馬君	12 番	松井 和行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君 議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桐島 光昭君	副町長	田中 真人君
教育長	小川 隆弘君		
総務課長	森 和也君	地域協働課長	安河内正路君
政策経営課長	高木 昭典君	税務課長	末永富士美君
住民課長	堺 好行君	健康福祉課長	尾田 繁男君
子育て支援課長	山口 望美君	産業振興課長	森 真二君
環境課長	片山 勇二君	都市整備課長	稲光 豊君
上下水道課長	高橋 忠久君	会計管理者	桐島 聡君
学校教育課長	桐島 貴幸君	社会教育課長	井上 和広君
代表監査委員	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから令和7年第1回新宮町議会定例会を開会します。それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、西健太郎議員、7番、大牟田直人議員、事故に備えて、8番横大路政之議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの16日間と決定いたしました。

会期の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行

部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（桐島 光昭君） 皆様、おはようございます。

本日ここに令和7年第1回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員各位のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきまして、令和7年度の予算案をはじめといたします重要案件のご審議をお願いするに当たりまして、私の町政執行に関する基本的な考えを申し上げ、町議会議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、先月26日に発生いたしました岩手県大船渡市における山林火災は、いまだ鎮圧のめどが立たず、約1,800ヘクタールが消失、1,200人を超える方々が避難をなされています。1,800ヘクタールと申しますと、ほぼ新宮町と同じ面積となります。新宮町全体が現在消失しているという状況でございます。また避難されてる方におかれましては、1日も早い復旧を望みますとともに、お見舞いを申し上げるところでございます。

話変わります、我が国の経済は新型コロナウイルス感染症の影響が徐々にやわらぎ経済活動の正常化が進んでおります。国が本年1月24日に閣議決定いたしました「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によりますと、令和6年度の我が国の経済は緩やかな回復を続け、実質GDP成長率は0.4パーセント程度、消費者物価は2.5パーセント程度の上昇率になると見込まれ、また、令和7年度は、実質GDP成長率1.2パーセント程度、消費者物価2.0パーセント程度の上昇率になると見込まれております。しかしながら、2月5日に公表された厚生労働省の毎月勤労統計調査令和6年分の結果速報によりますと、名目賃金は高い伸びを示しているものの、実質賃金はマイナス0.2パーセントとなっており、3年連続のマイナスとなっております。これは、物価の上昇に賃金の上昇が追いついていないことを如実に反映しているものだと考えております。

また、現在の世界経済の状況は緩やかな回復基調にあると言われております。しかしながら、原油価格の上昇や供給網の混乱などを背景にインフレ圧力が高まっているとも言われております。また、ロシア連邦のウクライナ侵攻に伴う地政学的緊張の高まりがエネルギー価格や金融市場の変動要因となっており、米中対立の長期化も世界経済の不確実性を高める要因となっております。先ほど述べました国の経済見通しにおいても、海外経済の不確実性には十分注意する必要があると示されていることから、海外の情勢にも気を配る必要がございます。特に、アメリカ合衆国のトランプ大統領が就任して以来、様々な政策の転換が行われ

ており、我が国の経済にも少なからず影響があると考えております。

かわって国内におきましては現在、国会開会中であり、令和7年度予算案などが審議されております。一般会計の総額は過去最高の115兆円余りとなる新年度予算案について、物価高対策などの経済政策をめぐって活発な議論が行われておりますが、少数与党の状況を踏まえ、修正も検討されるなど、流動的な状況が続いております。中でも、高校就学支援の見直し、高額療養費制度の上限引上げの凍結、また、いわゆる年収103万円の壁問題は、178万円の引上げを目途に、与野党との協議が行われておりましたが、最終的には整わず課税水準を160万円に引き上げる修正案が提出されるようでございます。本町においても、大きな影響を及ぼす内容につきましては、注視していかなければならないと考えております。

また、総務省が示しました令和7年度の地方財政対策の内容において、注目いたしました点といたしましては、行政の効率化、地域の課題解決等のためのデジタル投資の推進がございます。担い手不足が深刻化する中、仮称、デジタル活用推進事業費を創設し、自治体DX・地域社会DXの取組を加速させるものとなっております。本町では企業からの人材派遣によるDXを進めており、令和6年7月から稼働を始めた電子決済が可能な文書管理システムの導入や10月の公式LINE開設など実施してまいりました。DXの推進は行政事務の効率化を図り、住民サービスを向上させるためには必要不可欠なツールですので、今後も国の制度を効率的に活用しながら、フロントヤードからバックヤードまで一体的に充実させていきたいと考えております。

このほか、地方財政対策には、地方公務員の給与改定等に要する地方財源の確保、物価高への対応、子ども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保などが盛り込まれており、国の予算成立後の内容を確認しながら、効率的な財政運営に努めたいと考えております。

それでは、町長就任3年目となります令和7年度に向け、第6次新宮町総合計画に沿った形で、私の考えについて述べさせていただきます。第6次総合計画は、令和3年度から令和12年度までの基本構想と前期基本計画及び後期基本計画に分かれており、前期基本計画は令和7年度が最終年度となります。本年1月末におきます本町の人口は3万2,998人で、昨年の同期と比べると244人の減少となっております。昨年が199人の減少でしたので、多少、人口減少が進んでいると考えております。第6次総合計画における将来人口の予測では、令和7年の人口予測が3万4,700人となっておりますので、誤差が生じているものと考えております。今後、下府地区、三代地区の土地区画整理事業により、一旦は人口増加に転じると考えておりますが、その後は人口減少に転じることを想定いたしております。他の開発などの状況を確認しながら、人口推移を注視していきたいと考えております。

では、これから基本構想の分野別基本目標ごとに述べてまいります。

はじめに、基本目標の1、子育て環境が充実したまちについてでございます。子育て支援につきましては、「すべての子どもが健やかに育ち、みんなでつくるこどもんなか社会」を基本理念として、本年度に策定いたします子ども計画をもとに、各種事業を推進してまいります。子ども家庭センター「はぐうる」につきましては、子育てに関する相談体制をさらに充実するとともに、昨今の課題となっているひきこもりに対する相談窓口の設置や居場所づくりなどに着手してまいります。また、これまで子ども医療費の拡充などを実施してまいりましたが、今回新たに、おたふく風邪ワクチンの接種費用や産婦健診費用の助成、産後ケア事業拡充などにより、母子の健康を守り、育児負担の軽減の一助としていきたいと考えております。また、ヤングケアラーに関する実態調査の実施も検討してまいります。就学前教育・保育につきましては、特定保育・教育施設において、第2子以降の保育料の無償化を昨年10月から実施いたしておりますが、今後、医療的ケア児の保育支援にも取り組む予定といたしております。町立幼稚園につきましては現在、園児数の減少が進んでおりますが、教育委員会におかれまして様々な取組を検討いただいておりますので、共に連携し対応してまいりたいと考えております。旧新宮東幼稚園の跡地につきましては、子育て支援につながる施設という方針で、庁内検討委員会において検討いたしまして、令和7年度には基本構想を固めてまいります。今後詳細が定まり次第、ご報告していきたいと考えております。学校教育につきましては、GIGAスクール事業を引き続き進めてまいります。タブレット端末の更新やAIドリルの導入、デジタル教科書の導入・検討などを進めるほか、校務支援システムの共同運用も始めます。学校施設につきましては現在、長寿命化計画に基づき、屋根や外壁、トイレなどの改修を行っております。今後も長寿命化計画に基づき、改修を継続するとともに、災害時の避難場所にもなりうる体育館におきましては、空調設備の導入を進めてまいります。また、各学校においては引き続き、確かな学力を身につけるために、学習支援員などを配置するとともに、支援が必要な児童生徒のために、小学校におきましては介助員、中学校においてはオレンジルームサポーターを配置してまいります。また、子どもたちが抱える様々な悩みに対応するために、教育委員会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを、各学校には、心の教室相談員を配置し、きめ細やかな対応をしてまいります。

次に、基本目標の2、自分らしく豊かな心を育むまちでございます。生涯学習につきましては、本年度開館30周年を迎える町立図書館について、今後も図書館利用者サービスの充実を進めるとともに、図書館まつりなどを通じて、読書の啓発に努めてまいりたいと考えております。また、生涯学習の拠点でありますそぴあしんぐうにつきましては、外壁等の改修

を行いまして、利用者の安全確保と利便性の向上に努めてまいります。生涯スポーツにつきましては現在、新宮中学校の敷地内にあります町民体育館の課題を整理し、新たな体育館の建設について検討を進めてまいります。文化財につきましては、町有化が完了いたしました横大路家住宅について、今後、本格的に保存・修理事業を進めるほか、相島海底遺跡シンポジウムの開催を予定いたしております。人権施策につきましては、様々な場を利用して教育や啓発活動をより一層推進するため、見直しを行いました人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画により、効率的かつ効果的に施策を実施するとともに、職員に対する研修も充実させてまいります。

次に、基本目標の３、共に支え合い健やかに暮らせるまちについてでございます。健康づくりにつきましては、国の方針に基づき、带状疱疹ワクチンの接種を追加し、充実を図ってまいります。また、生活習慣病の予防やがんなどの早期発見のため、住民健診の啓発をより一層充実させ、受診率のさらなる向上を目指してまいります。加えて、健康増進計画に基づきまして、健康運動教室などの充実を図り、住民の皆様の健康づくりに努めてまいります。地域福祉につきましては、引き続き、新宮町社会福祉協議会やしんぐるっとの皆様などと協力連携を図り、地域に適した活動を進めてまいります。なお、令和７年度には、地域福祉計画を７年ぶりに改定する予定といたしております。高齢者福祉につきましては、引き続き、保健事業と予防事業を一体的に実施し、今後増加が予想される高齢者人口に対応していきたいと考えております。本年度から実施いたしております高齢者の移動支援について、利用者のご意見を拝聴しながら、より利用しやすいよう改善、充実を図りたいと考えております。介護予防事業につきましては、新たなプログラムを追加するなど、内容の改善、充実を図り、より多くの方が参加されるよう工夫を凝らし実施いたします。障がい者福祉につきましては、様々な福祉サービスが計画的に提供できるようにするため、障がいがある方に対する保健、医療、福祉、教育、就労、啓発などの町の基本的な事項を定める第６次障がい者(児)計画を令和７年度に策定するとともに、庁内の態勢についても検討をいたしてまいります。社会保障につきましては、相島の医療体制を充実させるため、地域おこし協力隊の制度を活用し、看護師を確保いたしておりますが、今後は相島における地域医療だけでなく、地域福祉の分野においても充実が図られるものと考えております。町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づく施設整備として、三代団地の給水管・ガス管の更新工事を令和７年度に実施いたします。

次に、基本目標の４、環境にやさしく快適に暮らせるまちについてでございます。環境につきましては、令和４年２月に宣言いたしましたゼロカーボンシティ宣言の推進に努めたい

と考えております。本年度策定いたします、地球温暖化対策実行計画、区域施策編を推進いたしますとともに、既に策定いたしております事務事業編に基づきまして、庁舎のLED化の検討を進め、電気自動車の導入を計画的に実施してまいります。また、町全体のごみの減量化や資源ごみの回収について啓発活動を進めてまいります。土地利用につきましては、令和3年度からの11か年計画である都市計画マスタープランにつきまして、中間見直しを令和7年度に実施予定でございます。現在施行中であります下府地区及び三代地区の土地区画整理事業につきまして、おおむね順調に施行されているとお聞きいたしておりますので、町といたしましても引き続き支援をしていきたいと考えております。また、他の地域においても、土地区画整理事業の検討がなされているようでございますので、当該地区の皆様と十分に情報を共有しながら検討してまいります。道路事業につきましては、スマートインターチェンジにつきまして、準備段階調査着手箇所を選定され、現在、準備会で協議を重ね、地区協議会の設立に向けて、事務を進めているところでございます。先ほどの土地利用にも関連いたしますが、スマートインターチェンジ検討地区周辺におきまして、市街化区域への編入を検討いたしております。なお、スマートインターチェンジの事業化が決定いたしました暁には、周辺の町道整備とあわせ、都市計画道路三代・的野線につきまして、県による事業実施に向け、要望活動をさらに活発に行いたいと考えております。公園・緑地につきましては、新宮ふれあいの丘公園につきまして、令和7年1月で第1期分の工事が完了いたしました。今後、第2期整備について準備を進めてまいります。自然環境の保全について、荒廃森林や荒廃竹林の調査を引き続き行い、整備を進めてまいります。また、議員の皆様にもご協力いただいております楯の松原保全活動は、今後も継続して実施してまいります。公共交通につきましては、皆様に大変ご心配をおかけいたしておりますコミュニティバス、マリックスについて、運行管理体制の充実、強化に努めていただくよう、継続して話し合いを進めているところでございます。町としてもどのような支援、指導が有効か、検討を続けておりますので、今後ご報告をさせていただきたいと考えております。渡船運航につきましては、船員の体制を6人体制から7人体制に変更するよう予定いたしております。これは国からの通知により、令和8年度から運航管理体制の強化が図られるため、それに備えて体制を整えるものでございます。生活環境につきましては、上水道事業について、老朽管対策による配水管の布設替えを順次実施していくとともに、下水道管渠築造に伴う配水管の布設替え、土地区画整理事業に伴う配水管の布設もあわせて行います。下水道事業では、原上地区の下水道管渠の整備を順次実施してまいります。また、新宮中央浄化センターの増設事業、あわせて進めてまいります。

次に、基本目標の5、安全で安心して暮らせるまちでございます。災害対策につきましては、引き続き、防災専門官を配置し、地域での啓発活動や自主防災組織の支援など、地域における防災意識の向上に努めたいと考えております。また、土地区画整理事業による新たな住宅地域等に防災行政無線子局を設置いたしまして、防災・行政情報の伝達手段の整備を図りたいと考えております。消防団活動についてですが、全国消防操法大会2連覇という輝かしい実績を残していただいた消防団団員の皆様に対して、改めて敬意を表するとともに、今後も町として積極的に消防団活動を支援してまいりたいと考えております。防犯対策・交通安全体制につきましては、こちらも引き続き防犯専門官を配置いたしまして、関係機関や団体と連携して防犯活動を行い、地域におけます防犯意識の向上に努めてまいります。また、防犯灯のLED化につきましては継続して実施し、令和8年度の完了を目指してまいります。交通安全対策につきましては、町道は、緊急度や対応可能な内容から順次実施するとともに、計画的な交通安全対策を進めてまいります。県道や公安委員会管理施設などは関係機関と連携し、継続して要望活動を実施していきたいと考えております。なお、通学路として拡幅・歩道整備を進めている町道深町線は、令和7年度に工事が完了する予定で進めております。住民生活の保護につきましては、不審者や不審電話などの情報を得た場合には、直ちに町のホームページや町の公式LINEによりその情報を発信し、粕屋警察署と連携して、住民の皆様にご注意喚起などを継続して実施したいと考えております。

次に、基本目標の6、地域の魅力を活かし賑わいを生みだすまちについてでございます。農水産業につきましては、必要な支援について積極的に対応してまいりたいと考えております。特に、担い手の育成につながる事業につきましては、多面的な支援が必要と考えておりますので、関係者団体等と十分に協議を重ね、効果的な支援を行ってまいります。商工業につきましては、商工会と連携しながら、町内企業の事業拡大や商工業の活性化を進めます。特にスマートインターチェンジが決定したときには、大きなチャンスと考えておりますので、積極的な企業誘致に努めてまいります。なお、令和7年度もプレミアム付商品券の発行を予定いたしており、消費喚起と町内事業者の活性化に寄与することを期待いたしております。観光につきましては、新宮町おもてなし協会と連携し、観光情報の発信、観光資源の発掘や利活用、特産品の開発などを推進してまいります。地域振興につきましては、相島地区においては相島活性化協議会を引き続き開催し、地域の活性化について協議を重ねたいと考えております。東部地域の活性化につきましては、「こみんかみかん」のさらなる利活用について、指定管理者である新宮町おもてなし協会と協議を進めてまいります。また、三代土地区画整理事業の完了後の状況や、スマートインターチェンジの事業化が決定し、工事が完了、

開通後の状況も想定しながら、今後の振興策を検討する必要があると考えております。また、今回政府は、これまでの地方創生の取組を見直し、新たな施策として「地方創生2.0」を打ち出しました。従来のデジタル田園都市国家構想交付金を発展させた、新しい地方経済・生活環境創生交付金などの内容を的確に捉え、町の施策と適合する事業について活用できるようになってまいります。

最後に、基本目標の7、みんなの力でつくる持続可能なまちについてでございます。協働のまちづくりにつきましては、住民の皆様との協働を進めるには、その活動の母体となる組織づくりが必要だと感じております。どのような組織が適当なのか、まだまだ模索の段階ではございますが、継続して検討する必要があると考えております。また、住民参画につきましては、行政懇談会をその機会ととらえ、地域の皆様の声を直接お聞きしたいと考えております。行財政運営につきましては、まずは健全な財政運営に努めてまいります。財政指標的には特に問題はございませんが、潤沢な財源があるわけではありませので、事務事業の取捨選択を適正に行い、効率的かつ効果的な財政運営に努めます。なお、ふるさと納税は、昨年度より減少するものと認識いたしております。今後も総務省が定められたルールの中で、返礼品に係る町内の農業者、事業者の声を集め、必要な対応を図るとともに、1人でも多くの方に町のサイトからの直接の申込みをいただきますよう、おもてなし協会と連携しながら事業を実施していきたいと考えております。人事・職員態勢につきましては、業務量の増加に伴い、人員が不足していると感じております。希望する採用枠に合格者が不足する場合もあり、予定していた人員が確保できないこともございます。現在、定年年齢の段階的な引上げにより、人員が確保しやすい状況にありますので、必要な人員を確保し、必要があれば条例定数も見直したいと考えております。また、行政運営について、今後もICT化を推進したいと考えております。ICT化により効率化、省力化ができる事務がまだまだあると考えておりますので、住民の利便性向上はもちろんのこと、業務の効率化を進めてまいります。また、情報化の問題として、セキュリティの確保が重要になってまいります。ハード的にガードすることはもちろんのこと、職員が十分なスキルと感覚を身につけることが大切と考えております。本庁舎に関しましては、令和7年度から2か年をかけて改修を行う予定にいたしております。今回の改修は長寿命化に伴う改修となっておりますので、現状との変更は特にございません。

以上が第6次総合計画に基づく令和7年度に向けた私の考えでございます。

続いて、合併70周年についてお話をさせていただきます。記念式典は、令和7年10月26日日曜日に開催いたす予定といたしております。午前に式典を行い、午後は記念講演を

予定いたしております。そのほか、別の日には様々な行事やイベントも行う予定でございます。例年の事業であっても、記念事業として行うもの、いわゆる冠事業もございますが、令和7年度のみ実施されるものもございます。この記念事業に多くの町民の方が参加されることにより、新宮町の住民の方に一体感が生まれることを期待いたしております。議員の皆様におかれましては、ぜひとも様々な記念事業へのご参加をお願い申し上げますとともに、住民の方々に呼びかけをどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、総務省が発表いたしました令和7年度地方財政対策の概要によりますと、一般財源総額は6兆3億7,714億円で、1.7パーセント増となっております。地方税が6.4パーセントの増で4兆5億4,493億円と見込まれ、地方交付税も1.6パーセントの増で、1兆8億9,574億円と見込まれており、社会保障費や人件費の増加、物価高に対応できるよう財源が確保されております。なお、地方財政の健全化の取組により、財源不足の縮小が見込まれているため、令和7年度につきましては、臨時財政対策債の発行がない見通しとなっているようでございます。以上のような国の見通しなどを踏まえ、本町の令和7年度の一般会計当初予算案は、予算総額1兆7億1,933万6,000円で、対前年度比12.3パーセントの増となっております。公営企業会計を除く4つの特別会計の予算総額は、3億8,484万8,000円で、対前年度比4.6パーセントの減、公営企業会計4つの事業会計の予算総額は、3億3,185万1,000円で、対前年度比6.2パーセントの増となっております。今後とも、経常収支比率や健全化判断比率、地方債現在高などをチェックしながら、町財政を健全に運営していきたいと考えております。

また、以前から申し上げております「新宮町を福岡県の至宝に」というスローガンのもと、20年後、30年後も変わらず、私たちの子や孫、未来を生きる世代に責任を持った持続可能なまちづくりの実現につなげる行政運営に取り組んでまいり所存でございます。今後とも町議会の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。令和7年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の制定・改廃6議案、令和6年度補正予算9議案、令和7年度当初予算9議案、契約等5議案、路線認定等2議案、外部規約・協定等2議案の計33議案、諸報告5件となっております。また、最終日には追加議案も予定をいたしております。よろしくご審議いただきまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第12号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第12号議案、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 皆さん、おはようございます。

第12号議案、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、条例案を別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例の規定を整理する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。今回法律の改正はいくつかあるんですけれども、そのうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法なんですけれども、そちらの改正が条例に影響したものの条文の整理となっております。条例につきましては3つございます。1つが新宮町税条例の一部改正、新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、3番目が新宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正となっております。まず第1条、新宮町税条例の一部を改正する内容につきましては、第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。2番目、第2条です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、まず、第2条第4号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第5号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同条第6号中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改め、同条第7号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第8号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改めるものでございます。最後に、新宮町議会の個人情報の保護に関する条例

につきましては、第3条としまして、第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に、第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものでございます。なお、附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。2ページ以降に、新旧対照表をお付けしておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第12号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第13号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第13号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第13号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、条例案を別紙のとおり提出するものでございます。

理由といたしまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。今回刑法等の改正に伴いまして、「懲役」「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されております。それに伴いまして、町の条例、7条例ほど関係箇所がございましたので、そちらを整理するものでございます。まず1点目、新宮町一般職の職員の給与に関する条例につきましては、第21条の2第3号及び第4号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改め、第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。次の新宮町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例につきましても、「禁錮」のところを「拘禁刑」に改めるものでございます。3番目、新宮町自治功労者推奨条例の一部改正につきましても、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。4番目、新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正につきましても、「禁錮」を「拘禁刑」に改める

ものでございます。5番目、新宮町名誉町民条例の一部改正につきましても、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。2ページ目をお願いいたします。新宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正につきましては、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。次に、新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正につきましては、こちら「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。なお、附則の1としまして、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。なお、附則の2、3につきましては、条例の施行前、条例の施行後における経過措置、附則の4につきましては、他の条例の規定による措置のみなし規定、3ページのほうにいきまして、附則の5につきましては、一般職の職員の給料に関する条例に対するのみなし規定を規定しております。

説明は以上となります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第13号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第14号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第14号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第14号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、条例案を別紙のとおり提出するものでございます。

理由といたしまして、令和6年8月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律のうち、給料表及び通勤手当等の制度改正が令和7年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員法第14条の規定による情勢適応の原則に基づき、本町職員の給与について同様の措置を講ずるため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。新旧対照表で説明をさせていただきます。16ページをお願いいたします。新旧対照表、まず最初の扶養手当につきまして、第2項第1号のところの配偶者

の項目が削除となっております。その次の第3項ですね、そちらの第3項のほうで、今度繰り上がりまして、第1号に規定されております扶養の親族のうち「扶養親族たる子」、要は子どもですね、子どもに関しての上限額が、前回までは1万円だったところが、1人につき1万3,000円に上がっております。なお、それ以外の扶養親族につきましては、従来通りの6,500円という規定になっております。17ページをお願いいたします。次は通勤手当の変更になっております。第1項につきましては、条文の整理です。第2項につきまして、第1号及び第3号につきましては、上限の規定が5万5,000円と規定されておりましたけれども、そちらが削除されております。続きまして、第3項ですね。そちらに新たに加わったものが、新幹線などによる通勤の規定が今回追加となっております。19ページをお願いいたします。そちらについても、第4項につきましても新幹線の利用に関する規定になります。1番最後の第5項ですね。次の20ページのほうにわたって記載されているんですけれども、そちらの内容で、上限額が先ほど言いました5万5,000円から15万円に拡大になっております。次に、管理職員特別勤務手当になります。こちらは大きく変更された内容は、以前は午前0時から午前5時までの間が支給の対象でしたけれども、その時間が拡大されて、午後10時から翌日の午前5時までということで期間が延長になっております。次に21ページをお願いいたします。こちらの上段のほうの下のほうに書かれていますが、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外、定年前再任用短時間勤務職員について、今まで適用がなかった手当について今回追加されましたので、第12条の規定が削除になっています。第12条というのは、住居手当になります。それから後のところにつきましては、一般職の給料表が改定になっています。今回、主に3級以上についてですね、他の民間からの登用などを考慮して単価が上乘せになっています。すみません、戻っていただきまして10ページになります。附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するようになっております。あと、附則の2条以下につきましては、適用についての経過措置について記載をさせていただいております。

説明については以上になります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。この中にはですね、給料表の改定でも織り込まれておるんですが、昨今ですね、若い低年齢層の職員の離職であったり、それから募集をしても応募者が少なかったりというような傾向が続いておる。

これは、やはり公務員の給与に原因があるんじゃないかなという推測もできるんですが、昨今の民間企業でいくと、大卒初任給30万円以上を提示する企業も多々出てきておるわけ

ですが、実際に新宮町の大卒職員を採用するに当たっての初任給っていうのは、どれぐらいのレベルにあるのか、参考のために示していただけます？

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。すみません、はっきりとした額をちょっと自分も今記憶はしていませんけれども、国の基準にのっとった額になっております。正確なところ、すみません、後ほどまた報告させていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど言いましたように３級以上を主にやっておりますけれども、先日の臨時議会でお願した改定の際にはですね、１級から２級、要は初任給に近い方々の単価をできるだけ上げるということで今回改正が行われておりますので、改正幅についてはかなり大きな幅がありました。ただ、まだ民間との差というのは、まだまだあるのかなという気はしておりますけれども、全ての民間企業のところとですね、同等にはなかなか難しいと思いますので、やはりこちらとしては人事院の勧告を受けて国の動向を見ながら、それに沿った形での改正が必要になってきておりますので、なかなかそれ以上のことについては難しいかなというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（８番 横大路 政之君） 私が申し上げているのは、給料格差を減らせとか、なくせとかっていう趣旨ではなくて、これはやはり今言われたように、人事院勧告に基づく給料表というのは、それが今の新宮町の職員の給与体系に大きく指針となっておるわけですから、要するに、その民間企業との給与格差をどこでどう埋めたら採用がうまくやれるのかとか、そういう人材を確保できるのかって、これはやはり採用側の努力が必要になってくると思うんですね。給与以外の要素、これを実際、街頭インタビューなんかでも聞いていると、給与以外の要素で企業を選択するというような傾向もあるわけですから、どう打ち出していくかという戦略的な意味合いのものだろうと思うんですね。

そこで、まずベースにあるのが給与は間違いなく差がありますと、しかしながら、公務員にね、新宮町の職員になることによって、こういう人生設計のメリットがあるんですよというのを打ち出していく努力というのはやはり採用側に必要だろうというふうに思うんですね。だから、その入り口として、格差がどれぐらいあるのかということを知る、もしくは我々に示していただくことによって、我々もそのための協力、努力、アイデアっていうのを提供できるんじゃないかなというふうに思っていますので、まず先にそれを示していただくということで、この条例審議に直接影響はありませんので、後ほどの回答で結構です。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） まず、すみません、先ほどの件ですけれども、大卒の初任給が1級の25号になります。ですので、今回の改正の金額によりますと22万円ほどになります。あと横大路議員が今申されたように、給与はなかなか変えにくいというところがございますので、公務員の役割なり、仕事に関してもう少しこちらからも発信するようなことと、あと採用試験の時期などもいろいろ考えながら、いろんな方が受けていただけるような仕組みづくりを今後も検討していかないといけないのかなというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第14号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第15号議案

○議長（松井 和行君） 日程第6、第15号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第15号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、福岡県が進める国民健康保険税の統一を見据えた本町の標準保険税率が示されたこと、本町国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図る上で、国民健康保険税額等を改定する必要性が生じたこと及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたこと、これらの理由により、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。改正条例の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により説明を行います。3ページのほうをお願いいたします。第2条第2項中ただし書中「650,000円」を「660,000円」に、第3項中ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改めることで、法改正による課税限度額の変更を行い、また、第6条中「100分の2.5」を「100分の2.9」に改めることで、国民健康保険税の後期高齢者支援金分の所得割についての税率を変更いたします。第7条におきましては、「9,000円」を「10,000円」

に改めることにより、後期高齢者支援金分の均等割分の税額を増額するものとなっております。3ページから4ページにかけましての第7条の2では「9,000円」を「10,000円」に、「4,500円」を「5,000円」に、「6,750円」を「7,500円」に改めることにより、後期高齢者支援金分の平等割の税率を増額するものとなっております。ページ、4ページでございます。第23条におきましては、第2条によって変更となりました、課税限度額の金額を減額の規定に反映させるために、「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に変更するものとなっております。5ページのほうをお願いいたします。第23条第1項ウにつきましては、「6,300円」を「7,000円」に変更することにより、また、第7条において、後期高齢者支援金分の均等割税額が変更になったことによる7割軽減者の均等割税額の変更に対応しております。6ページのほうをお願いいたします。第23条第1項の変更につきましては、「6,300円」を「7,000円」に、「3,150円」を「3,500円」に、「4,725円」を「5,250円」に変更し、第7条の2で変更した後期高齢者支援金分の平等割の額の規定により、7割軽減を受ける被保険者の軽減額を変更するものとなっております。6ページ中段にあります第2号、「295,000円」を「305,000円」に変更する規定は、こちらは法改正により、5割軽減を受ける所得条件を上方に修正するものとなっております。次に7ページをお願いいたします。ウの変更は、後期高齢者支援金分の均等割の税額が変更になったことにより、軽減額の「4,500円」を「5,000円」に変更するものとなっております。また、エにおきましては、第7条の2で後期高齢者支援金分の平等割が変更になったことに伴う5割軽減者の軽減額の変更を規定するために、「4,500円」を「5,000円」に、「2,250円」を「2,500円」に、「3,375円」を「3,750円」に変更するものとなっております。同じく7ページ、第3号におきましては、「545,000円」を「560,000円」に変更することにより、2割軽減を受けることのできる所得制限を上方に修正し、ページが8ページになります。ウに関しましては、第7条で後期高齢者支援金分の均等割の税額が変更になることにより、2割軽減者の軽減額を「1,800円」から「2,000円」に変更するものとなっております。エにおきましては、同じく、平等割において2割軽減者の軽減額の変更を規定するために、「1,800円」を「2,000円」に、「900円」を「1,000円」に、「1,350円」を「1,500円」に変更するものとなっております。ページ、9ページをお願いいたします。第2号については、第7条で後期高齢者支援金分の均等割の税額が変更となったことから、未就学児を被保険者とする場合の税額の変更を行うもので、「1,350円」を「1,500円」に、「2,250円」を「2,500円」に、「3,600

円」を「4,000円」に変更するものでございます。また、軽減を受けない世帯の未就学児の均等割につきましては、「4,500円」を「5,000円」に変更するものとしております。ページ、10ページでございます。国民健康保険法施行令の法令番号、こちらを削除するのは、法制上の整理によるものでございます。改正条例のほうにお戻りください。ページ、2ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例の施行期日を令和7年4月1日、またこの条例による改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第15号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第15号議案は原案通り可決されました。

○議長（松井 和行君） ここで、10時45分まで休憩いたします。

午前10時36分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7. 第16号議案

○議長（松井 和行君） 日程第7、第16号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） 第16号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改定の理由といたしまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和7年4月1日に施行されることに伴い、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1

号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。今回の改正の趣旨でございますが、昨年6月に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によって、栄養士法が改正されました。従前は、管理栄養士の国家試験の受験に必要でありました栄養士の資格が、管理栄養士養成施設卒業者については不要になり、今後、栄養士の免許を有さない管理栄養士さんが出てくることで、栄養士さんと同様の要件を満たすことができるように改正をするものとなっております。1ページをお願いいたします。新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正いたします。第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。2ページに新旧対照表を参考資料として添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第16号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第17号議案

○議長（松井 和行君） 日程第8、第17号議案、新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。第17号議案、新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改正の理由といたしましては、現行の条例は使用料について免除規定のみとなっており、町内の他の公共施設の使用料の減免規定と整合性を図り、住民の利便性の向上に寄与するため、新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものです。1ページをお願いいたします。改正の内容といたしましては、第11条の見出し及び同条中「免除」を「減免」に改めるものです。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日

分から適用するものとします。また、この条例の施行前に使用許可した申請に係る使用料については、なお従前の例によるものとします。参考資料として、2ページに新旧対照表をつけていますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第17号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第18号議案

○議長（松井 和行君） 日程第9、第18号議案、令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第18号議案、令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,043万9,000円とするものでございます。第2条で、債務負担行為の補正をするもので、先にその内容について説明いたします。4ページをお願いいたします。債務負担行為補正としまして、渡船施設改修工事費、777万7,000円を追加するものでございます。これは、船員の待機所改修工事の4月実施に向け、3月中に契約手続を行うため設定するものでございます。歳出について説明いたします。12、13ページをお願いいたします。1款1項1目事務費、4節共済費は、県市町村職員共済組合負担金の負担金率の変更に伴い、減額するものでございます。2項1目事業費、11節役務費は、船体保険料の確定により、減額するものでございます。12節委託料は、乗船客整理業務の令和6年度実績を見込み、減額するものでございます。14ページ以降に給与費明細書を添付しております。歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。1款1項1目事業収入は、令和6年度の実績を見込み、それぞれ補正するものでございます。乗船客数につつま

しては、全体で前年度より9パーセントほど増加し、18万9,000人程度になるものと考えております。3款1項1目渡船事業県補助金は、離島振興対策航路事業補助金の決定により増額するものです。4款1項1目一般会計繰入金で収支調整をするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） はい。12、13ページの1款2項1目12節の乗船客整理業務委託料にちょっと関連した質問なんですけど、相島からの復路のチケットの購入で、ちょっと乗船客が並んでいるという現状があるというふうに聞いています。区の方からですね、乗船開始から15分前から並ばせているんですけども、もっと早くに船に乗せたらどうかというような声がありまして、というのも自宅に帰るときに車が出せないとかですね。あと、並んでいる乗船客の方の日差し避けもないから、ちょっと気にかかるってというようなことをおっしゃっているんですけども、そうした形でもっと早くに船に乗せるとかっていうような対応というのはできないんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。その内容につきましては、これまでも検討したことがございまして、船員の勤務時間等と関連してくるということで、そこら辺を検討して今の状況になっております。そこにつきましては、もう一度観光客も多い中でどうしたらいいのかというのは、引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 分かりました。ちょっと区の方からもそういう声が上がってきますので、ぜひちょっと検討していただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。確認という意味でちょっと質問しますけど、今18万9,000人って、お客様っていうか乗船客数を言われましたよね。これは、要はチケットを買った方の数ですかね。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。先ほど申しました人数につきましては、チケットを買われただけではなくて、もう全体の数字ということで考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 委員会で報告されるじゃないですか、客数とちょっと違うんですよね。これは、要するに実際に乗られた乗船客なんですか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 先ほど申しました18万9,000人につきましては、6年度の3月末までを見込んだ数字、人数というところです。委員会で報告しておりますのも、全体の人数で報告しておりますので、考え方は同じ人数でございます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第18号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10、第19号議案

○議長（松井 和行君） 日程第10、第19号議案、令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第19号議案、令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,548万円とするものでございます。歳出のほうから説明いたします。12、13ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、1款1項1目共済費において、率の変更に伴う共済組合負担金の減額を行い、2款4項1目償還金利子及び割引料におきましては、出産育児一時金臨時補助金返還金の額が確定したことによる3,000円の追加、3款1項1目、4款1項1目においては、特定財源を特定するための財源更正を行っております。14、15ページをお願いいたします。5款1項3目償還金利子及び割引料につきましては、普通交付金返還金と特別交付金返還金の額が確定したことによる86万6,000円の増額補正となっております。16、17ページに給与費明細をつけておりますので、そちら

もご参照ください。続きまして、歳入をご説明いたします。ページ戻りまして、8、9ページでございます。歳入予算、3款1項1目災害臨時特例補助金、同じく、2目の社会保障・税番号システム整備費補助金、4款1項1目の特別交付金、次の5ページにかけましての5款1項1目の各繰入金、こちらにつきましては、その額が確定したことにより、それぞれ増減の補正を行っております。先ほど説明した歳出予算の財源といたしまして、6款1項1目前年度繰越金を繰入れ、収支調整を図るものとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第19号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第20号議案

○議長（松井 和行君） 日程第11、第20号議案、令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第20号議案、令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,576万円とするものでございます。歳出のほうから説明いたします。10、11ページのほうをお願いいたします。1款1項1目職員手当等におきましては、不足が見込まれる時間外勤務手当についての増額補正を、同じく共済費につきましては、基礎年金負担率の減額等の理由により、予算を減額するものとなっております。今回の歳出予算の補正につきましては、人件費関連のみのものとなっております。したがって、12、13ページに給与費明細をつけておりますので、そちらのほうをご参照ください。続きまして、歳入を説明いたします。ページ戻りまして8、9ページでございます。3款1項1目保険基盤安定繰入金につきましては、こちら額が確定したことによる減額となっております。3款1項1目一

般会計繰入金と、４款１項１目前年度繰越金において、収支調整を図るものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第２０号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第２０号議案は原案のとおり可決されました。

日程第１２、第２１号議案

○議長（松井 和行君） 日程第１２、第２１号議案、令和６年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。第２１号議案、令和６年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１３５万６,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５,０７６万４,０００円とするものです。歳出の説明からさせていただきます。１０、１１ページをお願いいたします。１款１項１目の一般管理費は、主に診療所に関わる人件費や管理運営にかかる費用です。１節の報酬、３節の職員手当等、１８節の負担金補助及び交付金についてです。これらが減額となっているのは、地域おこし協力隊、看護師を２名任用しましたが、当初１０月から任用を予定したところ、実際は１月からの着任となったことが主な理由となっております。１０節の需用費については、診療所内の光熱水費が当初予算から若干不足する見込みであるため、増額の補正をするものです。２款１項２目の医療用衛生材料費と、２款１項３目の薬務費についてです。これらは定期的な薬剤処方や血液検査が必要な患者が増えたことにより、増額の補正となるものです。２２節の償還金利子及び割引料は、令和５年度分のへき地診療所運営費補助金の実績額が確定したため、一部を返還するものです。以上で歳出の説明を終わります。続きまして、歳入の説明をさせていただきます。戻りまして８、９ページをお願いいたします。３款１項１目の一般会計繰入金は、収支調整により減額をす

るものです。4款1項1目の繰越金は、前年度からの繰越金の額が確定したことにより増額をするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第21号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第21号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13、第22号議案

○議長（松井 和行君） 日程第13、第22号議案、令和6年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第22号議案、令和6年度新宮町水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。収益的支出、第2条、令和6年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款水道事業費用は、補正予算額429万1,000円を増額し、合計の7億2,095万2,000円とするものです。資本的収入、第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額164,511千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,652千円、過年度分損益勘定留保資金122,635千円、当年度分損益勘定留保資金25,224千円で補填するものとする。」に改めるものです。収入において、第1款資本的収入、補正予算額219万2,000円を増額し、合計の1億9,860万3,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第4条、予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費20万1,000円を増額し、合計の8,109万円とするものです。8、9ページをお願いします。収益的支出、1款1項1目原水及び浄水費の動力費は、電気料金の増によるもの。同じく、3目総係費の人件費は、フルタイム会計年度職員の日数の増。役務費は、郵便料金の料金改定に伴う増です。同じく

2項2目消費税は、事業費に伴う消費税納付見込みのための増です。10、11ページをお願いします。資本的収入、1款1項1目負担金の他会計負担金は、消火栓設置更新工事の増に伴う負担金の増です。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第22号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第22号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第23号議案

○議長（松井 和行君） 日程第14、第23号議案、令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第23号議案、令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和6年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款下水道事業収益、補正予算額957万7,000円を増額し、合計の9億6,260万8,000円とするものです。支出、第1款下水道事業費用、補正予算額3,100万円を増額し、合計の9億6,997万8,000円とするものです。資本的収入及び支出、第3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額301,023千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額49,202千円、過年度損益勘定留保資金80,740千円、当年度損益勘定留保資金171,081千円で補填するものとする。」に改めるものです。収入において、第1款資本的収入、補正予算額1億632万8,000円を減額し、合計の5億1,724万2,000円とするものです。支出において、第1款資本的支出、補正予算額5,500万円を減額し、合計の8億1,826万5,000円とするものです。2ページをお願いします。企業債、第4条、予算第7条に定めた企業債の予定額について、事

業費の減により1,900万円減額し、3億5,190万円とするものです。8、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出を先に説明します。1款1項2目新宮処理区管理費の委託料は、新宮ポンプ場耐震診断業務が国の補正予算がついたため、新規に計上しています。同じく、3目中央処理区管理費の委託料は、汚泥運搬委託料の増。同じく、4目総係費の役務費は、郵便料金改定に伴う郵送料の増です。1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息は、額確定に伴う減。同じく、3目消費税及び地方消費税は、納付見込みになることに伴う増です。次に、収入の説明をします。1款1項3目負担金の他会計負担金は、雨水処理負担金の増に伴う増、同じく、4目国庫補助金は、防災安全交付金は国の予算がついたことに伴う増。1款2項2目補助金の他会計補助金は、分流式下水道等に要する経費の減に伴う減。同じく、3目消費税及び地方消費税還付金は、先ほど支出で説明しましたが、消費税が還付で納付見込みになることに伴う減です。10、11ページをお願いします。資本的収入及び支出、支出を先に説明します。1款1項1目污水管路新設費の工事請負費は、新規予定していた工事が国の交付金の内示率が低かったことによる工事未施工のための減です。次に、収入について説明いたします。1款1項1目企業債は、国の内示率が低かったことに伴う事業費の減に伴う企業債の減。同じく、3項1目国庫補助金は、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金の額確定に伴う減です。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第23号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第23号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第24号議案

○議長（松井 和行君） 日程第15、第24号議案、令和6年度新宮町簡易水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第24号議案、令和6年度新宮町簡易水道事業会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いします。収益的収入、第2条、令和6年度新宮町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款簡易水道事業収益は、補正予算額21万3,000円を減額し、合計の3,621万1,000円とするものです。債務負担行為、第3条、予算第5条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加するものです。事項、スマートメーターのシステム使用料、期間、令和7年度から令和12年度まで、限度額48万5,000円です。4、5ページをお願いします。収益的収入、1款2項2目補助金の他会計補助金は、建設改良に要する経費等の減に伴う一般会計補助金の減となっています。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第24号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第24号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16、第25号議案

○議長（松井 和行君） 日程第16、第25号議案、令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第25号議案、令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いします。収益的収入、第2条、令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款、相島漁業集落環境整備事業収益、補正予算額289万4,000円を減額し、合計の2,210万2,000円とするものです。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,897千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額220千円、引継現金3,677千円で補填するものとする。」に改めるものです。収入、第1款資本的収入、補正予算額80万円を減額し、合計の240

万円とするものです。支出、第1款資本的支出、補正予算額97万3,000円を減額し、合計の629万7,000円とするものです。債務負担行為、第4条、予算第5条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加するものです。事項、スマートメーターのシステム使用料、期間、令和7年度から令和12年度まで、限度額48万5,000円です。2ページをお願いします。企業債、第5条、予算第6条に定めた企業債の予定額について、事業費の確定により40万円減額し120万円とするものです。6、7ページをお願いします。収益的収入、1款2項2目補助金の他会計補助金は、分流式下水道等に要する経費や赤字補てん分の減に伴う減です。8、9ページをお願いします。資本的収入及び支出、支出を先に説明いたします。1款1項1目処理場改良費の工事請負費は、事業費確定に伴う工事費の減です。次に、歳入について説明します。資本的収入、1款1項1目企業債は、事業費が確定したことに伴う減。同じく、2項1目他会計補助金は、事業費確定に伴う一般会計補助金の減となっています。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第25号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第25号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第26号議案

○議長（松井 和行君） 日程第17、第26号議案、令和6年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第26号議案、令和6年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10億5,238万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億3,353万円とするものでございます。第2条、繰越明許費の補正、第3条、債務負担行為の補正、第4条、地方債の補正につきましては、5ペ

ージ、6ページになります。5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正は、追加といたしまして3事業を計上しています。3款1項自動車運転免許取得・自動車改造助成事業補助金、8款4項三代土地区画整理事業負担金及び無電柱化まちづくり促進事業補助金につきましては、年度内の完了が見込めないため繰り越すものです。第3表、債務負担行為補正は追加といたしまして、2項目を計上しています。妊産婦健康診査委託料は、令和7年度開始とともに事業が執行できるよう、今年度中に契約等の事務を行う必要があるため、もう1つは玄界環境組合が令和6年度に発行した地方債の償還に係る経費について、債務負担を行うもので、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。また、廃止といたしまして、住基ネットワークシステム機器リース料を計上しています。これは、令和7年度開始とともに事業が執行できるよう、当初予算で債務負担行為を計上し、今年度中に契約等の事務を行う予定でしたが、令和7年度に入り長期継続契約を結ぶこととしたため廃止するものです。6ページをお願いいたします。第4表、地方債補正は、変更として14事業計上しています。起債の目的、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりです。それぞれの事業費が確定したことによる限度額の変更でございます。

それでは、これから歳出予算の説明をいたしますが、款を追いながらの説明の前に、今回の補正予算の人員費に関わる分の説明をいたします。新規採用職員の給料、手当等の増減、その他職員の時間外勤務手当等の増減、会計年度任用職員の給料、報酬、手当等の増減、またそれに伴う共済組合負担金や社会保険料などの減を行っています。なお、今回の補正に関しましては、実績等に伴う増減、入札等による執行残の減額などが多くあり、特定財源につきましても歳出の増減に伴うもの、国県支出金の交付決定などにより、歳出の増減を伴わない財源更正等もございますので、主だったもの増額補正を中心に説明させていただきます。また、ふるさと応援基金繰入金につきましては、事業の執行状況を見込み、充当の補正を行っております。補正後の充当一覧を配付いたしておりますので、説明は省略させていただきます。24、25ページをお願いいたします。1款1項1目議会費は、議員研修や事業の確定等による執行残を減額しております。2款1項1目一般管理費、11節の保険料、12節のストレスチェック実施委託料は、事業の確定等により減額。ふるさと納税事業委託料、ワンストップ特例申請書受付業務委託料、13節公金システム使用料及びポータルサイト使用料につきましては、12月補正において、ふるさと寄附金を48億円の見込みとしておりましたが、これまでの寄附の状況を鑑みて、40億円に減額修正することに伴い、関連経費を減額するものです。特定財源といたしまして、16款2項2目5節及び16款2項3目1節利用者支援事業補助金並びに16款2項3目3節地域障害児支援体制強化事業費等補助金の

一部を増額または減額し充当するものです。26、27ページをお願いいたします。5目財産管理費、17節公用車購入費は、執行残を減額。26節自動車重量税は、車検対象車両の一部見積り誤りがあったため増額するものです。特定財源は、22款1項1目1節電動車導入事業債の一部を減額し充当するものです。6目企画費、12節自治体DX推進事業委託料は、事業費の確定により減額しております。特定財源は、ふるさと応援基金繰入金の一部の減額充当です。7目電算管理費は、事業費の確定により減額しております。特定財源は、15款2項3目2節出産・子育て応援交付金の一部を充当するものです。8目交通安全対策費、10目国土調査費は、事業費の確定により減額しております。11目まちづくり事業費、10節消耗品費は、新宮町合併70周年の懸垂幕、横断幕購入のための増額、そのほかは事業費の確定により減額するものです。12目コミュニティバス管理費は、特定財源、12款1項1目1節電動車導入事業債の一部を減額し、充当及びふるさと応援基金繰入金の一部を減額充当することによる財源更正です。13目まち・ひと・しごと創生総合戦略費は、特定財源のふるさと応援基金繰入金の一部を充当することによる財源更正です。28、29ページをお願いいたします。2項2目賦課徴収費は、事業費の確定により減額するものです。4項3目県知事県議会議員選挙費には、令和6年10月執行の衆議院選挙から使用している選挙備品のリース料を計上しております。30、31ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費、22節は令和5年度、低所得世帯支援給付金の事務費、超過交付分の返還金を計上いたしております。27節国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので、減額して計上しております。特定財源といたしまして、15款1項2目1節及び16款1項2目1節保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険料負担金、産前産後保険料負担金を減額または増額し充当するものです。2目福祉センター管理費は、事業費の見込み等により減額しております。4目老人福祉費につきましては、次のページ32、33ページにかかりますが、18節福祉事業者支援助成金は、臨交金を活用し、福岡県の支援対象外となった施設を支援するため計上するもので、特定財源といたしまして、15款2項1目1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を充当するものです。そのほかの項目につきましては、入札及び事業費の確定等により減額しております。特定財源といたしまして、21款5項3目1節地域支援事業交付金及び包括的支援事業交付金を増額または減額し、充当並びにふるさと応援基金繰入金の一部を減額充当するものです。5目人権・同和政策費は、事業費の確定により減額しております。特定財源といたしまして、16款2項8目4節人権・同和問題啓発事業費補助金の一部及び3項2目2節人権啓発活動委託金を減額し充当するものです。7目障害者福祉費、18節自動車運転免許取得・自動車改造助成事

業補助金は、繰越明許費でも計上しておりますが、今年度3件の相談、申請があっているため増額するもの。福祉事業者支援助成金は、臨交金を活用し、福岡県の支援対象外となった施設を支援するため計上するもので、特定財源としまして、15款2項1目1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を充当するものです。その他の項目につきましては、事業の見込みにより減額しております。8目介護保険事業費は、福岡県介護保険広域連合からの通知に基づき減額しています。9目後期高齢者医療対策費、27節後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので、減額して計上しており、特定財源は16款1項2目3節後期高齢者医療保険基盤安定負担金を県からの通知に基づき減額して充当しております。2項1目児童福祉総務費、18節届出保育施設等運営費補助金は、実績等により減額するもの。また、多様な集団活動事業の利用支援事業補助金は、利用者が増え予算が不足する見込みとなっているため増額するもの。特定教育・保育施設等物価高騰対策費補助金は、臨交金を活用し、福岡県とともに特定教育・保育施設などを支援するため計上するものです。特定財源といたしまして、15款2項1目1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部、15款2項2目3節子ども・子育て支援交付金の一部、多様な事業者の歳入促進能力活用事業補助金、保育所等物価高騰対策費補助金を増額し充当、並びにふるさと応援基金繰入金の一部を減額充当するものです。3目児童福祉施設費は、次のページ34、35ページにかかりますが、12節学童保育所指定管理者加配等管理委託料は、事業費の確定等により減額するもの。14節施設整備工事費は、新宮東小、第2クラブ給湯器更新のため、17節学童保育所備品購入費は、新宮小、第1クラブIHキッチンヒーター買換えのため、18節放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金は、事業費の見込みにより増額するものです。特定財源といたしまして、16款2項2目7節放課後児童健全育成事業費補助金及び放課後児童クラブ利用料減免事業補助金を減額または増額し充当、並びにふるさと応援基金繰入金の一部を減額充当しています。4款1項1目保健衛生総務費、7節の各種健診等報償費は、見込みにより減額。18節簡易水道事業会計負担金、27節相島診療所事業特別会計繰出金は、それぞれ一般会計から当該会計へ負担、繰り出すもので減額計上しております。2目予防費、11節郵便料金、12節成人検診等委託料は、事業費の見込みにより減額。22節の各種返還金は、額の確定により増額計上しております。3目母子衛生費は、次のページ36、37ページにかかりますが、12節の各種委託料は、事業費の見込みにより減額、18節予防接種費用補助金は、子宮頸がんワクチン接種等の償還払の増加のため、新生児聴覚検査費助成金は、里帰り出産などに伴う検査料の増加等により増額計上しております。特定財源といたしまして、15款2項3目2節出産子育て応援交付金、

16款2項3目3節出産・子育て応援交付金県費補助金及び地域障害児支援体制強化事業費等補助金の一部を増額または減額し充当するものです。5目環境総務費、12節地球温暖化対策実行計画策定委託料は、入札により減額するものです。特定財源は、ふるさと応援基金繰入金の一部を減額充当です。6目環境衛生費は、特定財源、15款2項4目2節海岸漂着物地域対策事業費補助金の一部を減額し充当することによる財源更正です。7目公害対策費、18節住宅騒音防止対策事業費補助金は、事業費の確定により減額するものです。2項2目塵芥処理費、12節可燃物袋製作委託料は、入札執行残。18節、古紙類等集団回収奨励金は、事業費の見込みにより減額するものです。3目し尿処理費、18節浄化槽設置整備事業補助金は、事業費の確定により減額するものです。特定財源といたしまして、15款2項3目3節循環型社会形成推進交付金及び16款2項3目5節浄化槽設置整備事業補助金を減額し充当するものです。6款1項4目農地費、10節光熱水費は、大蔵池低水管理排水ポンプについて、福岡市が施工した堤体改修工事に合わせて排水したことにより、稼働時間が増えたため増額するもの。12節防災重点ため池劣化状況評価業務委託料は、入札執行残により減額しております。特定財源といたしまして、16款2項5目3節農村総合整備事業補助金を充当及びふるさと応援基金繰入金の一部を減額充当するものです。38、39ページをお願いいたします。2項1目林業総務費は、特定財源、16款2項5目4節放置竹林対策事業補助金を減額し充当することによる財源更正です。3項1目水産業総務費、18節相島漁業集落環境整備事業負担金及び補助金は、一般会計から当該会計へ繰り出すものです。特定財源といたしまして、22款1項3目1節相島漁業集落環境整備事業債を減額し充当するものです。2目水産業振興費、10節消耗品費及び18節漁業施設整備事業費補助金は、事業費の確定により減額、漁業担い手確保育成支援事業補助金は、国の補助金を原資として実施される漁業後継者の育成に係る事業において、補助金の一部が措置されないこととなり、これを補填し事業を実施するため計上するものです。特定財源といたしまして、15款2項4目1節水産多面的機能発揮対策事業費補助金及び22款1項3目1節漁業施設整備事業債を減額し充当しております。3目漁港管理費は、特定財源、15款2項4目2節、海岸漂着物地域対策事業費補助金及び16款2項5目6節水産業振興対策事業費補助金を減額し充当することによる財源更正です。7款1項2目商工業振興費は、特定財源のふるさと応援基金繰入金の一部を充当することによる財源更正です。3目観光費は、特定財源、19款1項5目1節宿泊税交付金基金繰入金及び22款1項4目1節相島観光交流拠点整備事業債を増額または減額し、充当並びにふるさと応援基金繰入金の一部を充当することによる財源更正です。8款1項1目土木総務費は、人件費の補正となっておりますが、特定財源といたしまして、

15款2項5目3節社会資本整備総合交付金の一部を充当しております。40、41ページをお願いいたします。2項1目道路維持費、12節JR新宮中央駅自由通路等管理委託料は、事業執行残による減額するものです。特定財源といたしまして、15款2項5目3節社会資本整備総合交付金の一部を充当しております。2目道路新設改良費は、特定財源、15款2項5目1節、道路更新、防災等対策事業費補助金及び22款1項5目1節道路新設改良事業債を減額し充当することによる財源更正です。4項1目都市計画総務費は、繰越明許費でも計上しておりますが、18節三代土地地区画整理事業負担金及び無電柱化まちづくり促進事業補助金で、事業費の確定により減額しております。特定財源といたしまして、15款2項5目3節社会資本整備総合交付金の一部、16款3項3目1節建築確認事務委託金、22款1項5目2節無電柱化推進事業債を減額充当及びふるさと応援基金繰入金の一部を減額充当しています。2目公園費は、特定財源、22款1項5目3節公園整備事業債を減額し充当及びふるさと応援基金繰入金の一部を減額充当することによる財源更正です。4目社会資本整備事業費は、次の42、43ページにかかりますが、事業費の確定により減額しております。特定財源といたしまして、15款2項5目3節社会資本整備総合交付金の一部、22款1項5目4節社会資本整備事業債を減額し充当しています。5項1目公共下水道費、18節公共下水道事業負担金は、公共下水道の雨水処理経費に係る繰り出し基準に基づいた一般会計から公共下水道事業会計への負担金を減額計上するものです。6項1目住宅管理費は、入札執行残により減額するものです。特定財源といたしまして、15款2項5目3節社会資本整備総合交付金の一部を減額し充当しております。9款1項3目消防施設費、13節船舶借上料は執行残により減額、18節消火栓設置工事負担金は、事業費の確定等により増額計上しております。4目防災費は、特定財源、15款2項6目1節社会資本整備総合交付金、16款2項7目2節木造戸建住宅性能向上改修促進事業補助金及び22款1項6目1節防災施設整備事業債を減額または増額し充当することによる財源更正です。44、45ページをお願いいたします。10款1項1目教育委員会費及び2目事務局費は、事業費の確定等により減額するものです。2目の特定財源といたしまして、13款1項3目1節日本スポーツ振興センター負担金を減額し充当及びふるさと応援基金繰入金の一部を増額充当しております。46、47ページをお願いいたします。2項1目小学校総務費、19節要保護及び準要保護児童扶助費は、事業費の見込みにより減額するものです。2目立花小学校管理費から8目新宮東小学校管理費までの新宮北小を除く各小学校管理費及び9目新宮東小学校教育振興費、7節校内研究会講師謝礼につきましては、入札や事業費の確定等により減額するものです。2目、4目及び8目の特定財源は、ふるさと応援基金繰入金の一部を増額充当するもの。6目の特

定財源は、２２款１項７目１節相島小学校施設整備事業債を減額し充当及びふるさと応援基金繰入金の一部を増額充当するものです。４８、４９ページをお願いいたします。３項１目中学校総務費、１９節要保護及び準要保護生徒扶助費、並びに特別支援学級生徒扶助費は、事務費の見込みにより減額するもので、特定財源といたしまして、１５款２項７目１節要保護児童生徒援助費補助金を減額し充当するものです。２目新宮中学校管理費及び６目新宮東中学校管理費は、事業費の確定等により減額するもので、特定財源としまして、２２款１項７目３節新宮中学校施設整備事業債及び新宮東中学校施設整備事業債をそれぞれ減額し充当。また、２目ではふるさと応援基金繰入金の一部を増額充当。６目では、ふるさと応援基金繰入金の一部を減額充当しております。５項１目幼稚園総務費は、ふるさと応援基金繰入金の一部を増額充当することによる財源更正です。５０、５１ページをお願いいたします。６項２目青少年育成費は、１６款２項８目３節地域活動指導員設置事業補助金の確定による財源更正、５目人権・同和教育総務費は、１６款２項８目４節人権・同和教育問題啓発事業費補助金の額の確定による財源更正でございます。６目文化財保護費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源といたしまして、２１款４項１目１節埋蔵文化財発掘調査受託事業収入を減額し充当するものです。７目図書館費の特定財源は、１６款２項８目５節読書好きを育む環境づくり応援事業補助金の額の確定により減額し充当するものです。５２、５３ページをお願いいたします。９目生涯学習推進費は、事業費の確定により減額しております。特定財源といたしまして、２１款５項３目１節生涯学習講座材料代を減額し充当するものです。１０目そぴあしんぐう管理費は、入札及び事業費の確定等により減額しております。特定財源といたしまして、２２款１項７目２節そぴあしんぐう施設整備事業債を減額し充当及びふるさと応援基金繰入金の一部を減額充当しております。７項３目体育施設費は、１８款１項２目１節企業版ふるさと寄附金を充当及びふるさと応援基金繰入金の一部を減額充当することによる財源更正でございます。１２款１項１目元金及び２目利子は、借入額及び利率の確定により減額するものです。１３款１項１目２７節渡船事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計繰り出すもので減額計上しております。５４、５５ページをお願いいたします。２項１目２３節福岡地区水道企業団出資金は、出資金の額の確定により減額するもので、特定財源としまして、２２款１項８目１節福岡地区水道企業団一般会計出資債を減額し充当しています。３項１目２４節減債基金積立金は、令和６年度の普通交付税の再算定に伴い、臨時財政対策債償還基金費の算定額を積み立てるものです。４目２４節ふるさと応援基金積立金は、ふるさと寄附金の収入見込みを減額修正することに伴い減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。歳出時に特定財源として説明いたしましたものは省かせ

ていただき、主なものを説明させていただきます。10、11ページをお願いいたします。

11款1項1目1節普通交付税は、再算定により追加交付されることとなったため増額するものです。14款1項6目5節住宅使用料は、退去や空き家状況等に伴い減額するものです。飛びまして、16、17ページをお願いいたします。18款1項1目1節ふるさと寄附金は、8億円を減額計上しております。18、19ページをお願いいたします。19款1項2目1節財政調整基金繰入金で財源調整をしております。21款3項1目1節住宅新築資金等貸付金元金利子収入は、収入額の見込みにより減額するものです。なお、56ページ以降に給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） このふるさと寄附金の件ですけどね。この数字が正しければ、正しければというか、この数字を足し合わせるとね。要は、経費は昨年に比べて67パーセントぐらいなるんですか。

寄附金額で82ぐらいになっているんですが、実際に条件が変わりましたんでね。今の感じだと19億ぐらいになってるんですけど、去年は持ち越しのね、年間定期便とかそういう部分で、持ち越しがあったと思うんですけど、今年の数字はこれはほとんどないんですか。これ2月末か2月途中ぐらいの数字で、3月末の最終的な見積りを出した金額だと思うんですけども。積み残し分はないのかというのが1つと、あと報道で半年ぐらい前にね、アマゾンがポータルサイトをやりますということですけど、あの時は当初は3.86やったかな、3.66やったかな、そういう利用率で、2年後から10パーセントに持っていくということだったんですけども、アマゾンの取引は今やられて、もし行われるとしたらば、利用率は何パーセントになるんですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えいたします。まず最昨年からの積み残しといいますか、横になった分についてはございますけれども、昨年に比べたらかなり額が減ってきてたしか8,000万程度だったと思います。その分が今現在どういう状況かというところまですいません確認しておりませんので、残りはあとどれぐらい残ってるかってのはすいませんちょっとわかりません。今年の収入の見込みにつきましては、今予算計上は40億でさせていただいてるんですけども、ちょっとそこまでは厳しい上のような状況を考えています。ただイベントなどがもしされてる中で行われた場合に、支払いのほうが滞るといけませんので、予算的には少し余裕を持たせていただいている状況にございます。あとアマゾンの今の状況です

けれども、なかなか商品登録がどうも進んでない状況もありまして、余り伸びていないという感じは受けています。はっきり金額についてはすいません、ちょっとまだ集計しておりませんので分かりません。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。これは見積り、見通しを最大限みでの金額ということですよ。1億2億の部分というのはずれがあると思うんでね。月末ね、それはいいんです。去年の積み残しってね、たしか僕の記憶ですと8,600万ぐらいだったと思うんですよ。その金額にほぼ間違いないのかなということ。が、最後の質問です。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。議員ご指摘のように、すみません、はっきりした数字を自分は覚えてないんですけど、やはり8,000万程度が去年からの追い送りで、令和6年度に今、手続きを進めている分がございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにありますか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 2点お尋ねします。まず1点目はですね、30、31ページの1番下、福祉事業者支援助成金。福岡県の対象外となったという報告があったと思うんですが、この対象外となった理由は何なんですか、これを説明してください。

それからもう1点はですね、36、37ページ、これも1番下、防災重点ため池劣化状況評価委託料、これの報告書っていうのは、いつ出るんですか。以上、2点お尋ねします。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。すみません、1点目のほう、お答えします。指定外というのは、県が指定している施設に対して、県が出していますので、それ以外町がしている事業所のほうに対して出す分が、町が支出する分となっております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 2点目のご質問についてですけども、ため池劣化状況調査委託の報告書ですけど、今ちょうど最終調整をして打合せをしております、間もなく報告書として上がってくる予定です。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 1点目の質問のちょっと説明よく理解できないんですが、補正予算の説明の中では、県の助成対象外になったので、町が助成しますという説明だったと

思うんですが、その県の助成の対象外になった理由が何ですかってお尋ねしているんです。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。理由といたしまして、町が指定している事業所があるんですけども、そちらについては県が指定している事業所ではないので、県が指定している事業所については県のほうで助成しておりますので、それ以外の町が指定している分について助成するという。入所型の事業所とか、通所型、訪問型ってあるんですが、そこで町が指定している事業所について、全部で6事業所について助成するという形になっています。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 補正予算の説明ではね。言葉だけでしか我々聞いていませんから、要するに今までは県の指定があったけれども、今年外れたというような説明で聞こえるんですよ。だって県の助成対象外になったからって、今までは対象だったけれども、今回助成から外れましたという報告に聞こえるんです、私たちは。

だから、制度自体がそもそもこういうことなんで、要するに助成の対象ではありませんでしたって。すると、予算の計上の仕方がおかしいわけでしょ。そうでしょ。だから、私が聞きたいのは、何が起こったんですかっていうのを聞きたいわけですよ。分かります？ 質問の趣旨。要するに、政策経営課長が説明した内容、用語では、そういうふうには聞こえるんですけど、説明はよかったんですか、じゃあ、あれで。悪かったんですか。それを確認させてください。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） すみません。説明自体は間違っていないと思うんですが、すみません、受け取り方が難しいのでもっともうちょっときちんと分かりやすいふうに、ちょっと打合せをすればよかったかなと今、反省しております。すみません。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） たいして時間がかかるわけじゃないので、何回でも聞きますよ。だから、私はね、政策経営課長が説明した内容を担当課長が聞いてて、それでよかったのかどうか。説明ない。私は、多分、皆さんもそう聞いたと思うんですよ。県対象から外れたので、町が助成をしますという説明があったでしょ。皆さん、そうやったでしょ。その理由は何ですかっていうのを聞いてるわけです。対象から外れた、対象から外れたっていうことは、もともと対象だったものが対象から外れたという説明なんじゃないんですか。そういうふうには聞こえるんですけど。その経緯をきちんと理由とともに説明してくださいっていう

のを言っているんですけど。分かります？

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） はい。すみません。私のほうからちょっと説明させていただきます。ヒアリングの中で聞いている部分につきましては、県の補助対象というのはですね、有料老人ホーム、それと特別養護関係の施設に県が補助すると。それ以外ですね、グループホーム、そのほか通所介護施設等については手当てされませんので、新宮町のほうで手当てするということで聞いております。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） もともと対象じゃなかったところを対象に入れていたのっていうことですか。違うんでしょ。予算、要するに一般会計の補正予算に計上した段階では、県の補助対象だったと、と認識していたと。ところが、いざ蓋を開けてみたら、そうじゃなかったんで町が単独で助成しますって言う話なら、要するに制度自体の理解がされていなかったから、そういう予算計上になったって説明を受ければ、それは分かりますよ。

私が答え出してもしょうがないっちゃけど、だから何ゆえ、何が起こって、こういうことが行われたんですかっていうのを聞きよるんですけど、その答えになってないでしょう、と私は思うんですが。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） すみません。うまく説明できるかあれですけども、事業者としての指定は、県がするんですよね。さっき政策経営課長が言われていた、グループホームだったり地域密着型の分とかはですね、町が指定しているんですが、すみません、私が聞いていて別におかしいと思わなかったので申し訳ないんですけども、そういう違いですね、事業者としての指定をしている、県が指定している分については県でみますので、それ以外の、さっき言った町が指定しているグループホームとかは、町が支援するために支出をする、補助金となっております。分かりにくくてすみませんが。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 私1人が理解できないんですかね。今、政策経営課長と健康福祉課長の説明を聞いていて、私1人が理解できないんだったら、もう質問を引っ込めます。

そもそも、この当初予算に計上されてなかったものが、新たに計上されたという話なんだったら、要するに、こういう理由で、それやったら要するに補正予算で計上せざるを得なくなりましたと。さっきの計上の中では、県の対象外になったからって、もともとあったものが対象外になったのではなくて、県の対象になるつもりで、要するにこれ計上していません

でしたと。だから、予算が新たに補正予算で計上しましたって言うんやったら、それは理解できます。何が起こったんですか。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） もともととは県のほうもですね、予算として上げてなくて県のほうも補正として上げてきたので、県のほうの支援する分について、町で指定している分については県の補助が出ませんので、町のほうでその分を支援するという形で上げている補正予算になります。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 最後にします。だから、要するに私が聞きたいのは、要するに政策経営課長は県の対象外になりましたと。対象外になったのではなくて、もともと制度上、対象外だったということでしょ。それを言ってもらくと、対象外になりましたって言ったら、対象だったものが対象から外れたから町が補填しましたよって聞こえるんですよ。要するに、制度自体をきちっと説明してもらわないと、そんな理由も何もなく、もともと対象じゃなかったわけでしょ。それを聞いてるんですよ。

だから、用語として僕、適切じゃないんじゃないかなと、説明の仕方として。という気がするんで、最終的にね。もう1回説明してください。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。すみません、何度も同じことを繰り返しまして申し訳ございませんが、県のほうでこの福祉事業者の支援助成金というのが補助されるようになりましたので、そこの県の指定に入っていない、町が指定している施設について、町のほうで県と同じような助成をするという、これは補助金になっておりまして、すみません、ちょっときちんとうまくいってなくて、ちょっと分かりにくい説明になって申し訳ございませんが、そういう補助金にこれはなっております。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。はい。ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第26号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第26号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 18. 第 27 号議案

日程第 19. 第 28 号議案

日程第 20. 第 29 号議案

日程第 21. 第 30 号議案

日程第 22. 第 31 号議案

日程第 23. 第 32 号議案

日程第 24. 第 33 号議案

日程第 25. 第 34 号議案

日程第 26. 第 35 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 18、第 27 号議案、令和 7 年度新宮町渡船事業特別会計予算についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第 26、第 35 号議案までの 9 件は、令和 7 年度予算でございますので、この 9 件は一括上程し議題といたします。

それでは、第 27 号議案から第 35 号議案までの議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第 27 号議案から第 35 号議案まで、令和 7 年度新宮町当初予算につきまして説明いたします。

各会計の本年度予算額及び対前年度比につきましては、配付しております一覧表のとおりでございます。

それでは、特別会計 4 会計、公営企業会計 4 会計及び一般会計の概要を説明いたします。

令和 7 年度特別会計 4 会計の合計予算額は、31 億 8,484 万 8,000 円で、対前年度比 1 億 5,248 万 4,000 円の減額。率にして 4.6 パーセントの減となりました。増減の主なものについて、概略説明いたします。

第 27 号議案の渡船事業特別会計につきましては、前年度に 5 年に 1 度の定期検査とあわせて、救命いかだの整備を行ったため、修繕料及び代船備船料が増えておりましたが、今年度はこれがないため、前年度と比較して 16.9 パーセントの減額となっております。

第 28 号議案、国民健康保険特別会計は、一般被保険者療養給付費負担金、一般被保険者高額療養費負担金及び一般被保険者後期高齢者支援金等納付金の減により、前年度と比較して 5.5 パーセント減額となっております。

第 29 号議案、後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合の納付金の保険料等負担金が増えたため、6.4 パーセント増額となっております。

第 30 号議案、相島診療所事業特別会計は、地域おこし協力隊の制度を活用した看護師確

保に係る経費が年間分となったことにより増額しておりましたが、令和6年度の医療用器具購入費が減額となったため、前年度と比較して5.2パーセント減額となっております。

次に、公営企業会計につきまして、概略説明いたします。

第31号議案、水道事業会計は、水道施設の更新計画の策定、水道料金、公営企業会計システム構築の業務委託、新宮下府地区や三代地区の配水管布設替工事、原上地区の下水道管渠築造に伴う配水管布設工事等により、事業費が増加したため、前年度と比較して10.2パーセント増額となっております。

第32号議案、公共下水道事業会計は、污水管渠新設工事、雨水管渠新設工事等で減額計上としていますが、内水浸水想定区域図作成、水道料金、公営企業会計システムの構築の業務委託、ポンプ場改築更新工事、福岡市和白水処理センター建設負担金、処理場建設改良費などで増額の予算を計上したことにより、前年度と比較して4.2パーセントの増となっております。

第33号議案、簡易水道事業会計は、公営企業法を適用し2年度目となりますが、令和7年度が相島浄水場維持管理業務委託の契約更新の年となるため、増額計上したことなどにより、前年度と比較して1.8パーセント増額となっております。

第34号議案、相島漁業集落環境整備事業会計においても、公営企業法を適用し2年度目となりますが、令和7年度に処理場改良費の予算計上がないことなどにより、前年度と比較して13.3パーセント減額となっております。

続きまして、第35号議案、一般会計予算についてでございますが、歳入歳出の予算総額は171億1,933万6,000円。前年度と比較しまして、18億7,541万円の増、率にして12.3パーセントの増となっております。

増額の主な要因について説明いたします。2款総務費、電算管理費に標準化対応関連経費の計上によるもの。3款民生費、障害者福祉費や児童福祉総務費の扶助費の増によるもの。8款土木費、社会資本整備事業費や住宅管理費の工事請負費の計上によるもの。10款教育費、タブレット更新のための備品購入、小中学校施設整備工事及びそびあしんぐう施設整備工事の費用計上によるものでございます。なお、人件費につきましては、職員の増員及び人事院勧告等により給与改定され、給料及びこれに付随する手当等が増加しており、また各会計に最後に添付しております給与費明細において短時間勤務職員の報酬等につきましては、これまで記載しておりませんでしたが、今年度から記載することとしております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） お諮りします。

第27号議案から第35号議案までの9件については、議長を除く議員11名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議なしと認め、したがって、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

ここで13時30分まで休憩いたします。なお、休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出をお願いいたします。

午後12時26分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長には江口正明議員、副委員長には上畠地白馬議員ということになりましたので、ご報告いたします。

なお、委員長におかれましては3月6日、10日、11日の3日間、予算特別委員会にて審議をお願いいたしますとともに、本会議最終日に審議結果の報告をお願いいたします。

----- . ----- . -----

日程第27. 第36号議案

○議長（松井 和行君） 日程第27、第36号議案、工事請負契約の締結について、三代団地給水管・ガス管等更新工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第36号議案、工事請負契約の締結について、下記のとおり契約を締結するものでございます。

1、契約の目的、三代団地給水管・ガス管等更新工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、5,445万円。4、契約の相手方、株式会社三輪工務店、代表取締役、三輪明美。5、工期、令和7年4月1日から令和8年2月の27日まで。提案理由といたしまして、三代団地給水管・ガス管等更新工事を施工するため、令和7年1月31日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、入札

結果表、工事概要、2ページをお願いいたします、位置図、3ページをお願いいたします、配置図を資料としてお付けしております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第36号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第36号議案は原案のとおり可決されました。

日程第28. 第37号議案

○議長（松井 和行君） 日程第28、第37号議案、工事請負契約の変更について、干原線道路改良工事（第1工区）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第37号議案、工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

町道干原線道路改良工事（第1工区）について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。記といたしまして、1、変更工期、変更後の工期の末日を令和7年3月14日から令和7年9月30日に変更するものでございます。2、契約の方法は、随意契約でございます。理由といたしまして、町道干原線道路改良工事（第1工区）について、他工事の影響により、請負契約の内容を変更する必要性が生じたので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。参考資料1ページをお願いいたします。（1）変更理由としまして、本工事区域では、同時に三代土地区画整理組合による造成工事や上下水道管の埋設工事が施工されていますが、これらの工事の支障となる電線管理者の電柱移設工事が遅れたため、組合工事が遅れ、さらには本工事の着手が遅れることとなりました。以上のことから、本工事期間の延長を行うものでございます。（2）契約の概要として、契約の相手方を記載しております。なお、参考資料2ページに、本工事区域と主要物件などが分かる図面を添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第37号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第37号議案は原案のとおり可決されました。

日程第29. 第38号議案

○議長（松井 和行君） 日程第29、第38号議案、建設工事業務委託に関する協定の変更について（新宮町無電柱化推進工事にかかる業務委託）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第38号議案、建設工事業務委託に関する協定の変更について、ご説明いたします。

下府土地地区画整理事業地内における新宮町電柱化推進工事の業務委託に関する協定について、下記のとおり、一部を変更するものでございます。記といたしまして、1、工事の施行期間、変更後の工期の末日を令和7年3月31日から令和7年9月30日に変更するものでございます。理由といたしまして、新宮町無電柱化推進工事にかかる業務委託について、他工事の影響により協定書の内容を変更する必要が生じたので、変更協定書を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。参考資料1ページをお願いいたします。（1）変更理由としまして、本工事区域では、同時に新宮町下府土地地区画整理組合による造成工事や上下水道管の埋設工事が施工されていますが、一部建物移転協議に時間を要し、支障となる家屋の移設等が遅れたため、組合工事が遅れ、さらには本工事の着手が遅れることとなりました。以上のことから、本工事期間の延長を行うものでございます。（2）協定書の概要として、契約の相手方を記載しております。また、2ページには、別紙1として変更協定書の案を、3ページには、別紙2として工事箇所的位置図、詳細図を添付していますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第38号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第38号議案は原案のとおり可決されました。

日程第30、第39号議案

○議長（松井 和行君） 日程第30、第39号議案、財産の取得について、A Iドリルアカウントライセンス購入を議題といたします。

議案の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） 第39号議案、財産の取得について、下記のとおり財産を取得するものでございます。

記といたしまして、1、財産の取得財産、A Iドリルアカウントライセンス購入（A I型教材「Q u b e n a」）。2、契約の方法、随意契約。3、取得金額、1,989万9,000円（内消費税及び地方消費税額180万9,000円）。4、業者名、東京都文京区小石川2丁目3番23、株式会社COMPASS、代表取締役、佐藤潤。5、納期、契約締結の日から令和7年4月4日まででございます。提案理由といたしまして、児童生徒に向けて導入しているタブレット端末について、小学校3年生から中学校3年生までを対象に個別最適な学習を促進するため、A Iドリル導入のためのアカウントライセンスを新たに取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。参考資料をご覧ください。（1）随意契約の理由といたしましては、児童生徒一人一人に対し、1問ごとにA I分析を行い、解答内容や解答時間、過去の学習履歴から習熟度を瞬時に分析し、個別最適化された問題が出されるなど、他のA Iドリルには備わっていない機能を有していること、また、株式会社COMPASS独自の製品であり、他者では取扱いがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により購入するものでございます。（2）概要といたしましては、ア．対象は記載のとおりでございます。イ．アカウント利用ID数は3,350ID。ウ．アカウント利用期限につきましては、令和8年3月31日までとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第39号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第39号議案は原案のとおり可決されました。

日程第31. 第40号議案

○議長（松井 和行君） 日程第31、第40号議案、財産の取得について、個人番号系パソコン140台購入を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第40号議案、財産の取得について、下記のとおり財産を取得するものでございます。

1、取得財産、個人番号系パソコン（140台）。2、契約の方法、指名競争入札。3、取得金額、4,020万5,000円。4、業者名、株式会社BCC、代表取締役社長、田中功。5、納期、契約締結日から令和7年5月30日まで。理由、個人番号系パソコン140台を購入するため、令和7年1月31日に指名競争入札により業者を定めましたが、その者から購入するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、入札結果表、概要を記載しております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第40号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第40号議案は原案のとおり可決されました。

日程第32. 第41号議案

○議長（松井 和行君） 日程第32、第41号議案、町道路線の認定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第４１号議案、町道路線の認定について、ご説明いたします。

今回認定する路線は、路線番号６７２から６７５の４路線で、それぞれの路線名、起点、終点、道路の種別は記載しておるとおりでございます。理由といたしまして、福岡広域都市計画三代土地区画整理事業の施行に伴い、新たな区画道路整備が進み、令和７年度中に土地利用の開始、区画道路の町への移管が行われるため、町道路線の認定を行うもので、道路法第８条第１項の規定に基づき、町道路線を認定するに当たり、同条第２項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。なお、参考資料といたしまして、１ページに認定路線図、２ページに道路標準断面図を添付いたしておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第４１号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第４１号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。西委員長、よろしくお願いします。

日程第３３．第４２号議案

○議長（松井 和行君） 日程第３３、第４２号議案、町道路線の廃止についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第４２号議案、町道路線の廃止について、ご説明いたします。

今回廃止する路線は、路線番号１１８及び４１５号の２路線で、それぞれの路線名、起点、終点、道路の種別は記載のとおりでございます。理由としましては、福岡広域都市計画三代土地区画整理事業の施行に伴い、新たな路線が整備されるため、現町道路線の移動などが生じるため、既路線の廃止を行うもので、道路法第１０条第３項の規定に基づき、町道路線を廃止するに当たり、町議会の議決を求めるものでございます。なお、参考資料といたしまして、１ページに廃止路線図を添付いたしておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第４２号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第４２号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。西委員長、よろしくお願いします。

日程第３４．第４３号議案

○議長（松井 和行君） 日程第３４、第４３号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第４３号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、地方自治法第２８条第１項の規定により、令和７年３月３１日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和７年４月１日から福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由といたしまして、令和７年３月３１日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。次のページをお願いいたします。福岡県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように変更いたします。別表第１、田川郡の項中「下田川清掃施設組合」を削る。別表第２、第５区の項中「下田川清掃施設組合」を削る。附則といたしまして、この規約は令和７年４月１日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第４３号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第４３号議案は原案のとおり可決されました。

日程第３５．第４４号議案

○議長（松井 和行君） 日程第３５、第４４号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿処理終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（片山 勇二君） 第４４号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について説明いたします。

提案理由といたしまして、本町が両筑衛生施設組合に委託しているし尿終末処理事務の委託期間を延長することについて協議するため、議会の議決を求めるものでございます。１ページをお願いします。新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部を次のように改正するものでございます。附則第２項中「令和７年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改め、委託期間を１年間延長するものでございます。附則といたしまして、この規約は協議成立の日から施行するものでございます。なお、次のページに参考資料として新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第４４号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第４４号議案は原案のとおり可決されました。

日程第３６．報告第１号

○議長（松井 和行君） 日程第３６、報告第１号、令和７年度新宮町土地開発公社事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 報告第1号、令和7年度新宮町土地開発公社事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度新宮町土地開発公社事業計画を議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。令和7年度新宮町土地開発土地開発公社事業計画につきましては、町事業関連用地取得事業といたしまして、事業費6,000万円。内容としましては、新宮ふれあいの丘公園拡大整備事業用地、干原線道路改良事業用地、上府～三代線道路整備事業用地の合計3件の事業用地の取得となっております。県事業関連用地取得事業につきましては、令和7年度の事業実施予定はございません。参考資料として、2ページに事業計画の位置図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第37. 報告第2号

○議長（松井 和行君） 日程第37、報告第2号、令和7年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 令和7年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画及び収支予算について、お手元の資料をもとにご報告いたします。

それでは、事業計画について、2ページから5ページをお願いします。実施する事業につきましては、（1）芸術文化の普及振興事業、いわゆる鑑賞型の事業、（2）地域住民の芸術文化活動の活性化促進、（3）学習活動の機会提供、（4）広報事業の4事業分野を核として取組を行ってまいります。令和7年度は、新宮町合併70周年の年でもあることから、財団事業も多くの事業を冠事業として実施する予定であり、例年に加え、追加事業も行う予定です。芸術文化の普及振興事業では、コンサートや講談師を招いた独演会など、多様な世代の方々に心から楽しんでいただくような事業の実施を予定しています。そのほか、芸能、伝統芸能や若年世代への文化振興を図る事業にも取り組んでまいります。地域住民の芸術文化活動の活性化促進としましては、例年、好評をいただいております精華女子高等学校吹奏

楽部によるコンサートや夏休み映画上映会などの事業に加え、福岡県と共催で障がい者アートレンタル事業（まごころアート）展示会を行います。こちらは、障がいのある方が制作した多様な作品をそびあしんぐうに展示し、その魅力を実感していただくものになります。また、学習活動の機会提供事業としましては、舞台芸術体験プログラムや次年度で8作品目となります住民参加型ミュージカルに加え、1事業を追加しましてNHK、Eテレの人気番組「びじゅチューン！」で作詞作曲・歌・アニメを担当する井上涼さんによるコンサートを開催予定です。こちらは事前に新宮町の名所等取材し、コンサートプログラムに反映させる予定でございます。なお、住民参加型ミュージカルにおいては、一般財団法人自治総合センターの助成金を申請中でございます。これらの事業を通し、郷土愛や文化芸術の理解を深め、文化芸術を通じた人づくり、まちづくりへの貢献を図ってまいりたいと考えております。

続いて、収支予算については、7ページをお願いいたします。財団としての総収入は5,795万5,500円。総支出は5,748万3,500円です。収支差額の47万2,000円につきましては、財団調整積立金として活用させていただきます。なお、70周年記念事業に対してや財政調整積立金を取崩して充当することとしております。また8ページから10ページに、事業費詳細計画を、11ページに管理費詳細計画を添付しております。

以上、令和7年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画及び収支予算のご報告をさせていただきます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第38. 報告第3号

○議長（松井 和行君） 日程第38、報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について。新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について報告させていただきます。

1ページをお願いいたします。今回の該当する期間は、令和6年11月から令和7年1月までになります。予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約につきまして、一

般会計は8件、特別会計は該当ございませんでした。2ページをお願いいたします。予定価格が50万円以上の委託契約につきましては、一般会計が17件、3ページ目になりますが、特別会計はゼロ、該当はありませんでした。続きまして、4ページです。事業会計4会計につきまして、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約については6件、予定価格が50万円以上の委託契約につきましては3件ございます。

以上で報告を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第39. 報告第4号

○議長（松井 和行君） 日程第39、報告第4号、令和6年度定期監査の結果についてが提出されております。質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第40. 報告第5号

○議長（松井 和行君） 日程第40、報告第5号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。以上で報告を終わります。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思います。ですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時11分散会
